

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請等に対する審査について

平成27年5月13日
原子力規制委員会

4月30日に関西電力株式会社から高浜発電所1、2号炉について、実用発電用原子炉を運転することができる期間^{*}の延長の認可（以下「延長認可」という。）の申請及び高経年化対策（運転開始後40年）に係る保安規定変更認可の申請がされた。

これを踏まえ、平成25年7月8日に施行した新規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可申請又は工事計画認可申請の審査期間と、延長認可申請の審査期間が重複するプラントについては、当該延長認可申請及び高経年化対策（運転開始後40年）に係る保安規定変更認可申請の審査を以下のとおり進める。

^{*}運転開始以後40年。ただし、高浜1、2号炉については平成28年7月7日まで。

1. 基本的進め方

○原子力規制委員会委員又は原子力規制庁による公開審査を行うこととする。

2. 審査会合の実施

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、延長認可申請及び高経年化対策（運転開始後40年）に係る保安規定変更認可申請を審査する。

3. ヒアリングの実施

○審査会合に加え、申請書の記載内容に関する事実確認等を実施するため、事業者に対するヒアリングを適宜実施する。

○ヒアリングについては議事概要を公開するとともに、資料も原則公開する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄）

（運転の期間等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

○原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）（抄）

附則

第二十五条 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず、既設発電用原子炉のうち、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（以下「旧電気事業法」という。）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して三十七年を経過しているものに対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定の施行の日から起算して三年」とする。

○实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）（抄）

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第一百三條 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。